

公営企業会計の仕組み

収益的収入
収益的支出

サービス提供
に関する予算

3条予算

損益計算書

当年度の収益や費用として計上しなければならないもの
(=支出の効果が当年度のみに及ぶ)
※現金支出が伴わないものも含む。

資本的収入
資本的支出

施設建設
に関する予算

4条予算

貸借対照表

事業実施に費やす資本の増減
(=支出の効果が翌年度以降に及び、将来の収益に対応する)
※資産の取得、増設、施設のレベルアップ等

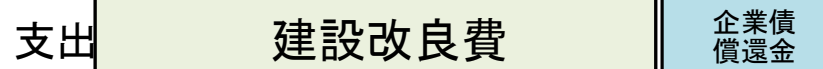
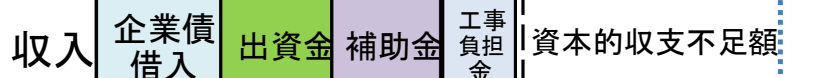
3条



減価償却費など

補てん

4条



内部留保資金

- ・ 水道部では、水道事業会計、下水道事業会計ともに、地方公営企業法による公営企業会計を実施しています。
- ・ 「3条予算」「4条予算」とは、地方公営企業施行規則で「予算様式の3条に収益的収入・支出を、4条に資本的収入・支出を記載する」とされているためです。
- ・ 3条予算で 収益的収入 > 収益的支出 は「黒字」、収益的収入 < 収益的支出 は「赤字」です。
- ・ 4条予算では通常、資本的支出に対し資本的収入が不足します。
- ・ 公営企業では、原則、3条予算で純利益を出し、非現金支出(※1)を加えた内部留保資金(※2)を資本的収支不足額に充当しなければなりません。
(※1)非現金支出 … 減価償却費など実際には現金が出ていかない帳簿上の費用。その分の現金が資産の更新のため内部に留保されます。
(※2)内部留保資金 … 純利益や非現金支出などで蓄えられた資金。資本的収支不足額に充当され残りは翌年度に持ち越されます。